長崎市告示第６２１号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の３第１項の規定に基づき、除去した違法放置物件について、同条第２項の規定に基づき保管したので、同条第３項の規定により告示する。

その関係資料である保管違法放置等物件一覧簿は、長崎市役所（土木部土木企画課）において告示の日から２週間（だたし、長崎市の休日を定める条例（平成５年長崎市条例第35号）第１条第１項各号に規定する本市の休日を除く。）一般の縦覧に供する。

令和８年１０月３０日

長崎市長　　鈴　木　史　朗

保管違法放置等物件一覧簿

整理番号	保管した違法放置等物件			保管した違法放置等物件が放置され、又は設置されていた場所	除去した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					
R8-234	長崎県警察　G69626	自転車	1	長崎市住吉町二輪車等駐車場	R8.10.9	R8.10.9	長崎市民会館地下駐車場	保管期限 告示の日から起算して6月経過

【様式13-1】

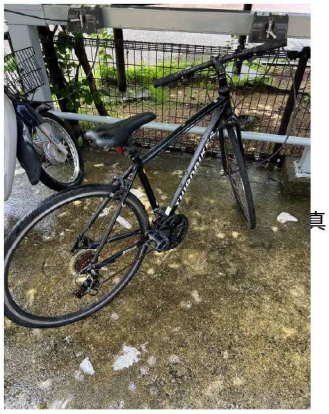
報告日： 令和8年7月17日

長期駐車報告書

No. 2

施設名	住吉町二輪車等駐車場
調査員	小野

No	車室番号等	車両情報		自賠責情報	車両番号	防犯登録	現走行距離(km)	特徴		確認（１週間ごと）						撤去日
										１回目		２回目		３回目		
		種別	メーカー					色	破損状況	日時	走行距離	日時	走行距離	日時	走行距離	
1	2	自転車	THIRD BIKES		長崎県警察 G69626	○		黒	特になし	R8.7.6		R8.7.17				



真



